

議案第78号

岩倉市地域公共交通会議条例の一部改正等について

岩倉市地域公共交通会議条例の一部を改正する等の条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年12月4日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市地域公共交通会議条例の一部を改正する等の条例

(岩倉市地域公共交通会議条例の一部改正)

第1条 岩倉市地域公共交通会議条例（平成26年岩倉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2の規定に基づく」を「道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条第2項に規定する一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うための」に改める。

第3条第1号中「態様及び運賃、料金等」を「態様等」に改め、同条第2号中「市が運営する有償運送」を「自家用有償旅客運送の登録等の申請がある場合等における運送」に、「及び」を「及び自家用有償旅客運送者が」に改める。

第4条第1項中「15人」を「16人」に改め、同条第2項中「もの」を「者」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 一般旅客自動車運送事業者の代表者

第4条第2項中第11号を第12号とし、第10号を削り、第9号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 市長又はその指名する市職員

第4条第2項中第8号を第9号とし、第7号を削り、第6号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 愛知県道路管理者又はその指名する者

第4条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 市内で現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の代表者

(岩倉市福祉有償運送運営協議会条例の廃止)

第2条 岩倉市福祉有償運送運営協議会条例（平成26年岩倉市条例第10号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。